

— 駐車場 (自動車保管場所) 一時使用契約証書 —

貸主、久保田 和宏 (以下甲という) 借主、\_\_\_\_\_ (以下乙という)  
とは甲所有の次記モータープールの使用について下記の通り契約を締結した。

- |       |    |               |      |          |
|-------|----|---------------|------|----------|
| ● 所在地 | —— | 東大阪市菱江1丁目5-25 | 【地番】 | 1丁目149番3 |
| ● 名称  | —— | 菱江モータープール     | 区画   | 号        |

第1条 (駐車の了承)

甲は乙が車両名 \_\_\_\_\_ 登録番号 \_\_\_\_\_ の車両 (以下車という) をモータープールに駐車させることを了承する。

第2条 (使用期間)

モータープールの使用期間は令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日から令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日までの1年間とし契約は終了する。但し、期間満了の場合甲の承諾によりこの使用期間は延長できるものとする。

第3条 (使用料)

モータープールの使用料は毎月¥ \_\_\_\_\_ 円 (消費税込) と定め、乙は毎月月末までに翌月分を甲に支払うものとする。なお1ヶ月に満たない使用料の算定は日割り計算にて行う。解約時の使用料は日割り計算しないものとする。

第4条 (使用料の支払い方法)

賃料の支払いは毎月末までに乙が下記金融機関口座に振り込む事。万一、1ヵ月なりとも滞納したる場合は、甲は何等の催告も要せず本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

※尚、振込料は乙の負担とする。

〔振込口座〕	【金融機関】	—
	【口座番号】	— 契約申込のため空白
	【口座名義】	—

第5条 (使用料の変更)

モータープールの使用料は、租税公課の増大、諸物価の騰貴、その他、経済事情に変化があるときには、甲乙協議の上改定出来るものとし、乙はこれを承諾した。

第6条 (駐車の心得)

乙は、駐車に関し次のことを完全に遵守する事。

- ①契約区画は自己管理とし領域を守り他の区画に立ち入らない。
- ②他に迷惑をかける行動は一切しないこと。
- ③車の駐車以外の目的に使用しないこと。(特に私物の放置や危険物の持ち込み等)
- ④この契約に基づく使用権を他に譲渡したり、これに類することをしないこと。
- ⑤モータープールに対し造作、加工その他変更を加えることをしないこと。
- ⑥乙及びその家族、使用人等の故意、過失により施設等を破損せしめたときには、直ちに自費で旧状に復すること。この場合、他の利用者に損害をかけたときには、その全部を賠償すること。

第7条 (不可抗力による車の毀損)

天災地変、火災、不可抗力、非常の難の場合、その他第三者の故意、過失による施設の破損により、乙の車が損害を受けても甲は賠償の責は負わない。

第8条 (乙による車の管理)

甲及び管理人は車の管理は一切しない。このため乙の車の盗難、故障、破損及び車

内の物品に関する盗難、紛失並びにこれらに類する一切の事故について甲及び管理人は何等責を負わない。

#### 第9条 (損害の賠償)

前記1条から8条までに關して乙が甲に損害を及ぼしたときには甲が請求次第即時、その賠償金の全額を乙は支払うものとする。

#### 第10条 (契約の中止)

甲の都合により当該物件を必要とする場合には、第2条に定める契約期間中でも甲は契約を中止させることができる。この場合甲は車の撤去を必要とする日より30日前に乙に対して通告を行うものとする。尚、乙は契約の中止を理由とした損害賠償の請求その他いかなる名目による損害賠償の請求もしないものとする。

#### 第11条 (契約の解除)

甲は次の事項に該当することがあれば、乙に対し催告、その他何等の手続きを要しないで、この契約を解除することができる。

①甲の定めた管理規約に違反した場合、甲は直ちに解約する事が出来る。

②乙が使用料をこの契約通り支払わないとき。

③この契約で定める義務を乙が違反、もしくは履行しないとき。

甲が上記①②③により契約を解除したときには乙は直に車を撤去するものとする。

#### 第12条 (乙による契約の解除)

乙は1ヶ月前の予告をもって、この契約を解約することができるものとする。但し、乙は予告に代え1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払って、即時に解約する事が出来る。

#### 第13条 (特約条項)

本契約は建物の建築を目的とした契約ではないので借地、借家法の適用を受けないものである事を双方が確認して契約締結したものである。上記契約条項以外の事由が発生したる場合、乙は緊急を要する以外は管理人を通じて甲の承諾を得た上で行う事 (事後承諾の禁止)

— 以上 —

以上契約を証する為、本契約書を2通作成し、甲と乙とは各1通宛を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸主(甲) 住所  
氏名 久保田 和宏 ⑩

借主(乙) 住所  
氏名 ⑩

TEL  
携帯  
住所 大阪市城東区成育3丁目16番10号  
仲介者 氏名 大和不動産株式会社 ⑩  
TEL 06-6933-2186

